保 発 1022第 15号 年 発 1022第 2 号 令 和 7 年 10月 22日

地方厚生(支)局長 市町村長(特別区の区長を含む。) 殿 日本年金機構理事長 殿 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 全国健康保険協会理事長 殿 健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長(公印省略))厚生労働省年金局長(公印省略)

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令の施行及び社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の発効に伴う実施事務の取扱いについて

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号。以下「特例法」という。)等の内容については、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律等の施行について」(平成 20 年 1 月 10 日付庁保発第 0110002 号)において、社会保障協定の発効に伴う実施事務の取扱いについては、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」(平成 20 年 1 月 10 日付庁保険発第 0110001 号、社業発第 30 号)において、それぞれ通知しているところである。

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定(以下「オーストリア協定」という。)が令和6年6月12日に国会で承認され、また、社会保障協定の実施に伴う厚生

年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令(令和6年政令第388号)が令和6年12月20日に公布され、同令の施行日はオーストリア協定の効力が発生する日としているところである。

今般、オーストリア協定が令和7年12月1日からその効力を生ずることとなり、同令による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成19年政令第347号)(以下「改正後特例政令」という。)が同日から施行されることとなったため、オーストリア協定の内容及び主な留意点、オーストリア協定に係る厚生年金保険法等の特例及びオーストリア協定の実施事務における主な留意点等を下記のとおり周知するので、その内容について御承知いただき、その実施に当たってよろしくお取り計らい願いたい。

なお、この通知における用語の意義は、オーストリア協定並びに特例法及び改正後特例 政令における用語の意義によるものとする。

記

I オーストリア協定の内容及び主な留意点

第1 オーストリア協定の内容

オーストリア協定は、日本国とオーストリア共和国(以下「オーストリア」という。) との間で両国の公的年金制度、医療(疾病)保険制度、雇用(失業)保険制度及びオーストリアの災害保険制度の適用についての調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金の受給権を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、当該協定の内容(条文)は、別添1のとおりであること。

第2 オーストリア協定における主な留意点

1 適用調整の対象となる制度

適用調整の対象となる制度は、日本国及びオーストリアの公的年金制度、医療(疾病)保険制度、雇用(失業)保険制度及びオーストリアの災害保険制度であること。

2 適用調整の規定

- (1) 被用者に関する適用調整
 - ① 公的年金制度及び雇用(失業)保険制度

一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該一方の締約国の法令のみが適用されること。

② 医療(疾病)保険制度及びオーストリアの災害保険制度

一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、両締約国の医療(疾病)保険制度及びオーストリアの災害保険制度にかかる法令が適用されること。

③ 適用免除の期間の延長

派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請に基づき、 当該一方の締約国の法令を引き続き適用することについて合意することができる こと。

(2) 自営業者に関する適用調整

自営業者としての就労について、この協定がないとしたならば両締約国の法令に基づく制度に加入することとなる一方の締約国の居住者については、当該一方の締約国の法令のみが適用されること。その者が日本国の法令のみの適用を受けることとなる場合には、日本国の法令に加えオーストリアの疾病保険制度及び災害保険制度にかかる法令が適用されること。

3 年金加入期間の通算の規定

一方の締約国の法令による年金給付の支給に当たって、当該一方の締約国の法令に よる年金給付の受給資格要件を満たしていない場合には、当該一方の締約国の法令に よる保険期間と重複しない範囲において、他方の締約国の法令による保険期間を通算 することができること。 オーストリアの給付に関し、オーストリアの法令による給付を決定するために考慮 される保険期間の合計が十二箇月に満たない場合は、オーストリアの法令による給付 は支給されないこと。また、被用者又は自営業者として就労していた者の日本国にお ける保険期間については、オーストリアの収入を伴う活動による強制保険の保険料納 付期間として取り扱われること。

4 給付の申請等の代理受理の規定

一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱うこと。

Ⅱ オーストリア協定に係る厚生年金保険法等の特例

第1 医療保険の加入の特例

日本国領域内で就労するオーストリアの法令の適用を受ける被用者に同行する配偶者又は子及び日本国領域内で就労するオーストリアの法令の適用を受ける自営業者又は公務員等に同行する配偶者又は子であってオーストリアの疾病保険制度に加入していない者について、国民健康保険及び後期高齢者医療の適用対象とすること(特例法第5条第1項第4号及び第6条第1項第3号並びに改正後特例政令第9条第1項及び第10条の2第1項)。

第2 厚生年金保険の加入の特例

厚生年金保険の加入の特例の対象となる社会保障協定として、オーストリア協定が 該当すること (特例法第 25 条第 1 項及び改正後特例政令第 50 条)。

第3 給付の支給要件等に関する特例

1 通算の対象給付

障害手当金について、オーストリア協定に係る通算の対象給付とすること (特例法 第29条第1項及び改正後特例政令第61条)。

2 通算の対象期間

相手国期間のうち、オーストリア協定にあっては昭和 17 年6月以後の期間を通算の対象とすること(特例法第 10 条第2項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 14 条第1項第1号及び改正後特例政令第 22 条)。

3 給付の計算方法

障害基礎年金、遺族基礎年金、障害厚生年金(障害者となった者の厚生年金被保険者であった期間が300月未満の場合に限る。)及び遺族厚生年金(死亡した者の厚生年金被保険者であった期間が300月未満の場合に限る。)並びに障害手当金等の計算に用いる按分率について、オーストリア協定については、日本国の法令による保険期間と昭和17年6月以後の相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により、給付等の額を計算すること(特例法第13条第2項第3号ロ等及び改正後特例政令第34条等)。

第4 審査請求等の手続の特例等

1 審査請求等

厚生年金保険法等の規定による審査請求又は再審査請求について、政令で定める相手国法令の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由して行うことができること等とされているところ、対象となる相手国法令として、オーストリアの法令が該当すること(特例法第 58 条第1項及び改正後特例政令第 90条)。

2 情報の提供

日本国実施機関等は、政令で定める社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のために必要と認められる場合であって、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、公的年金各法等の被保険者等に関する情報を相手国に提供することができるとされているところ、対象となる社会保障協定として、オーストリア協定が該当すること(特例法第60条第2項及び改正後特例政令第91条)。

3 情報の開示請求

日本国実施機関等が相手国保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族は、日

本国実施機関等の長に対し、当該保有情報の内容又は相手国実施機関等への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができるとされているところ、対象となる社会保障協定として、オーストリア協定が該当すること(特例法第60条第3項及び改正後特例政令第92条)。

4 戸籍事項の無料証明

市町村長(特別区の区長を含む。)は、政令で定める社会保障協定に係る相手国年金の受給権者に対して、条例の定めるところにより無料で戸籍事項の証明を行うことができることとされているところ、対象となる社会保障協定として、オーストリア協定が該当すること(特例法第61条及び改正後特例政令第93条)。

Ⅲ オーストリア協定の実施事務における主な留意点

第1 適用に係る主な留意点

こと。

- 1 下記(1)又は(2)に該当する者については、日本国の公的年金制度の被保険者とならないこと。ただし、下記(2)に該当する者が国民年金の被保険者となることを希望し、国民年金の被保険者の資格の取得の届出をする場合はこの限りではないこと。なお、下記(1)又は(2)に該当する者は、日本国の医療保険制度の被保険者にはなる
 - (1) 日本国の領域内で就労する者であって、オーストリア協定第7条(4の規定を除く。) 又は第 10 条の規定によりオーストリアに事業所を有する雇用者により日本 国に派遣される者としてオーストリアの法令の適用を受ける者
 - (2) オーストリア協定第11条1の規定により、その者に同行する配偶者又は子であって、その者の収入により生計を維持する者
- 2 下記(1)又は(2)に該当する者については、日本国の公的年金制度及び医療保険制度 の被保険者とならないこと。ただし、下記(2)に該当する者が国民年金、国民健康保 険又は後期高齢者医療の被保険者となることを希望し、国民年金、国民健康保険又は 後期高齢者医療の被保険者の資格の取得の届出をする場合はこの限りではないこと。
 - (1) 日本国の領域内で就労する者であって、オーストリア協定第7条4、第9条2又 は第10条の規定により自営業者又は公務員としてオーストリアの法令の適用を受ける者
 - (2) オーストリア協定第11条2の規定により、その者に同行する配偶者又は子であ

って、その者の収入により生計を維持する者

- 3 2(2)の者が国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者とならないためには、生計を維持されていることに加えて、オーストリアの疾病保険制度に加入していることを条件としていることから、市町村(特別区を含む。)及び後期高齢者医療広域連合は、その手続に際して、2(1)の者の適用証明書(写し)に加え当該配偶者又は子がオーストリアの疾病保険制度に加入している証明(第2の2において後述)により確認が必要であること。
- 4 3について、当該配偶者又は子がオーストリアの疾病保険制度の適用を受けなくなった場合は、Ⅱ第1のとおりとされているが、市町村(特別区を含む。)及び後期高齢者医療広域連合は、その手続に際して、2(1)の者の適用証明書(写し)に加え当該配偶者又は子が国民健康保険又は後期高齢者医療の資格取得年月日時点でオーストリアの疾病保険制度に加入していないことが分かる証明(第2の2において後述)により確認が必要であること。
- 5 オーストリア協定第8条の規定により、オーストリアの法令の適用を受ける者については、日本国の公的年金制度及び医療保険制度の被保険者とならないこと。

第2 その他

- 1 オーストリア協定を実施するための様式については、別添2のとおりであること。
- 2 第1の3又は4を実施するためのオーストリアの疾病保険制度の加入証明の様式等 については、別添3のとおりであること。
- 3 オーストリア協定第23条3(e)(ii)の規定に基づき、個人情報をオーストリア側に 伝達する日本側の実施機関は、取り扱った個人に関する情報が不正確でありその情報 を訂正した場合は、オーストリア側の権限のある当局又は実施機関に対し直ちにその 訂正を通報すること。
- 4 オーストリア協定第23条3(h)の規定に基づき、日本側の実施機関は、個人に関する情報の伝達及び受領の理由、内容及び日付を記録すること。

IV 施行期日

改正後特例政令は、オーストリア協定の効力の発生の日(令和7年12月1日)から施行すること。

この通知は、同日から適用するものであること。